

議第239号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

相 手 方	
事 件 の 種 類	損害賠償金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方は、家庭系一般廃棄物の収集に用いる指定袋等を封入した包み（以下「指定袋セット」という。）を本市の区域内のすべての世帯に1セットずつ配布する業務に係る委託契約（以下「本件契約」という。）を本市と締結した。しかし、相手方は、本件契約において定めた期限までに指定袋セットの配布を完了せず、また、一部の世帯に対し、複数の指定袋セットを配布したうえ、配布が済んだ世帯を正確に把握しておらず、本件契約に定めている本市への報告を行わなかった。</p> <p>このため、本市は、事前に準備した指定袋セットだけでは足りないと判断し、追加の指定袋セットを準備するとともに、市民から指定袋セットが配布されていないとの苦情が多数寄せられたことにより、本市自らが配布等の業務を行うほか、相手方とは別の事業者に当該業務を行わせざるを得なかった。また、二重配布により、本来配布すべき数以上の指定袋セットが配布されたことにより、本市は、本来得られるべきであった一般廃棄物処理手数料を収入することができなくなった。</p> <p>上記の対応に要した費用及び本来得られるべきであった手数料に相当する額（95,769,244円）は、相手方が本件契約を完全に履行しなかったことにより本市が被った損害であることから、本市は、相手方に対し、当該金員を支払うよう請求したが、相手方は、</p>

これに応じようとしなない。

そこで、相手方に対し、当該金員及び遅延損害金の支払を求め
る訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行おうとするものであ
る。

なお、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を
約束する場合に、支払方法について譲歩するものに行うこと
とする。

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。